

裁判員経験者の意見交換会議事録

富山地方裁判所

1 日時

平成28年1月22日（金）午後2時40分から午後4時10分まで

2 場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 後 藤 隆（富山地方裁判所刑事部総括判事）

裁判官 松 井 修（富山地方裁判所刑事部判事）

検察官 林 正 章（富山地方検察庁三席検事）

弁護士 中 村 万喜夫（富山県弁護士会所属）

裁判員経験者 5人（1番，2番，3番，4番，6番（5番欠席））

4 議事内容

○裁判員を経験しての全般的な感想について

（司会）本日の司会を担当いたします富山地裁刑事部の後藤です。皆さんとは、一緒に裁判員裁判を担当しました。本日もよろしく申し上げます。それでは意見交換会を始めさせていただきたいと思っております。本日は、5番の方は欠席ということですので、5人の方に出席していただいております。そのうち、1番の方から4番の方については、同じ事件の裁判員裁判を担当していただきました。どんな事件かということをお話いたしますと、男女関係のもつれから被告人が深夜、被害者宅に侵入して、ナイフなどで刺して殺害しようとしたけれどもそれには至らなかったという住居侵入、殺人未遂、傷害、銃刀法違反という事件でした。審理については4日間、そしてその後、二日半ほど評議をした上、判決ということになりました。それでは、最初に、裁判員を務めての全般的な感想などをお話させていただきたいと思っております。それでは、1番の方からよろしく申し上げます。

(1 番) 私は、昨年の 5 月に裁判員裁判を経験しました。ちょっと忘れていた部分もあるかとは思いますが、全体的な感想としては、今までニュースや新聞の中だけの世界のことが、実際、自分が携わることによって、とても身近なことだったんだということに改めて気付くことができました。被告人が、言葉は悪いですけど、さらされるというか、どこで生まれて、どんなふうで育って、どんな性格であったとか、そういうことをみんなの前で見直していく中で、罪と向き合っていくんだなということ、目の当たりにしたような気がしました。法律用語は全然分からないですし、ちょっと不安もあったんですけど、事前にどんな話合いをするか、どこが論点なのかという説明もありましたし、分からないことは素直に質問できる雰囲気作りをしていただけたので、自分の中ではわだかまりもなく最後の判決まで行けたのではないかと考えております。とても良い経験になったと思いますので、それをみんなに伝えていけたらいいなと思っています。

(司会) どうもありがとうございました。それでは、2 番の方をお願いします。

(2 番) 私も最初、選ばれてから不安なこともあったんですけど、裁判長を始め裁判官の方が進めていくうちに、みんなの意見がきちんと採用されて、話しやすい雰囲気を作ってください、例えば誰かの意見を否定するとか、そういうことはしないで、みんなの意見がきちんと反映された結果になって良かったと思います。私もすごくいい経験をしたなと思っています。

(司会) ありがとうございます。それでは、3 番の方をお願いします。

(3 番) まさか自分に裁判員が当たるとは全く夢にも思っていなかったわけですけども、経験をして、まず、本当にこういう事件に携わっておられる裁判官の方を始め検察官、弁護士の先生方、大変な仕事をいつもしておられるんだなと。毎日こういう仕事であったら、精神的に大変じゃないかなというふうに思っていました。ただ、裁判員を経験して思ったのは、なぜ裁判員になることを遠慮される方が多いのかなと。それについていろいろ考えてみたのです

が、その中で一つ言わせていただくと、やはり我々は素人で、法律、法的なことは全く知らないわけです。それが1週間くらいの間に、いろいろ評議をして量刑まで決めるということで、果たしてこういう量刑で、これは正解なんだろうかということも、家に帰っていろいろ考えたわけですね。その1週間の間に一人の人の人生に大きく関わるようなことを決めなきゃならんと。我々にしてはいきなり裁判員になって、その日のうちにいろいろ経験したことのないことが始まるわけで、あれよあれよという間に1週間が過ぎてしまったような気がするわけですね。自分で考えたのは、ちょっと前もって、二日なり三日なり、そういうふうなトレーニング等が少し前にあったりすれば、もっと違った意味で、あまり慌てないで考えることができたのではないかなと。例えば、こういう場合は、量刑がこういうふうになっているとか、全く知らない中での、階段を上るように1週間が過ぎたような気がしたので、その辺りが自分の感じた感想です。

(司会) ありがとうございます。それでは、4番の方をお願いします。

(4番) この国は三権分立の国ですが、立法だとか行政に比べて生活実感としては、司法に関しての関心というのは今まであまりなかったように感じます。今回、裁判員を務め、大変有意義な経験をさせていただきまして、司法というものに関しての関心が増したように感じております。また、人が人を裁くということの重さを痛切に感じました。今は、被告人の一日も早い社会復帰と、被害者及び御家族の皆様が一日も早く平穏な日常が戻ることを切に願っています。今回本当に貴重な経験をさせていただきまして、これからこれを少しでも何らかの方法で、次になられる方とかに引き継いでいけたらなと感じております。

(司会) ありがとうございます。では、6番の方をお願いします。

(6番) 私は、去年の10月に殺人事件の裁判員になったのですが、裁判所に初めて入りまして、これは何か違う世界に入ったなというような感じを受けまし

た。というのは、普通一般市民は、交通違反の罰金だとかそういうことのない限りは、裁判所に行くことはない、そんなふう聞いていたもので。それで選ばれて、初回に裁判長並びに裁判官に、にこやかな笑顔で話しかけられたことで、心の全てを打ち明けることができました。また、私たちと同じ目線で話しかけられるのも、ものすごい安心感がありました。それと判決までの6日間は、家に帰って床の中に入ってから、裁判についてどうだろうかと考えることがありました。でも、一番感じたことは、裁判所で、みなさんとの話合いの書類は全部置いていくと、これがやっぱりスイッチの切り替えで大変よかったと思います。

(司会) ありがとうございます。6番の方の事件は、高齢の御夫婦が二人暮らしをしていて、双方認知症みたいなものもあって、そういう中で、いさかいから包丁で刺して奥さんを殺してしまったという事件だったんですけど、少し病気などや高齢、あるいは認知症みたいなところもあって、責任能力というか、心神耗弱になるのではないかというようなことについて争点となるような事件でしたね。そして、今6番の方が言われた最後のところは、いろいろ難しいことがあって、気に病むこともあるかもしれないけども、それについては、この裁判所に置いていっていただいて、難しいかもしれないですけど、家に帰ったら普通の生活をしていただくようにというようなことをお話ししていたので、それで少し助かったということだと思います。

(6番) そういうことです。

○裁判員等選任手続当日までの間の不安等の有無について

(司会) それでは、次のお話に移りたいと思います。実際の事件で呼出を受けてから、それから当日までの間で事前に不安を感じたりとか、疑問に思ったりしたような、そんなことはなかったかということなんですけど、皆さんの場合ですと、一昨年11月ぐらいに、裁判員候補者名簿に登録されたことの通知が来た後、その事件を担当する2か月ぐらい前に、この日から裁判員裁判

が始まり、この日に裁判員の選任をしますので来てくださいということで呼出をしたと思うんですけど、その辺りで、何か不安に思ったり、疑問に思ったりしたことはありませんでしたでしょうか。1番の方は何かありませんでしたか。

(1番) 11月に案内が来たときは、漠然と、あっ、こういう制度あったなぐらいな感じでした。まさか自分が当たるとは思っていないという感じで、日常を過ごしていたんですけど、大体2か月ぐらい前ですかね、選ばれるかもしれないという案内が来て、そこからちょっと真剣にというか、仕事をまずどうしようとかも考えましたし、私は子どもがいるので、子どもをどうしようとか、そういうことも考えたりしました。後は、家族にちょっと話したときに、どうして辞退しなかったんだみたいなことも言われて、あれ、私がしようとしていることは、何だか不安なことなのかなっていう、そこでようやく実感がわいてきたというか。それで、友達なんかには話をしても、その案内が何年前に来たけれども、私は辞退したよって。仕事はいざとなれば休むこともできるけれども、私に人の人生を決める、こういう重い責任というか、そこを背負えないので、まず参加することは考えなかったという方もいたりしました。いろんな意見があるんだなとは思いましたが、やっぱり不安といえればそうだったのかなと思います。

(司会) そういう中でも行ってみようと思われたのはどういうところがあったんですかね。選ばれるはずもないと思っていたとか、そういうこともあるかもしれませんけれども。

(1番) それもありますし、私は基本的に断らないことを、自分の人生の中で決めていたので。何か頼まれたら断らない、経験できることはするというふうに決めていたので、まあやろうという単純なことです。

(司会) ありがとうございます。他の方はどうでしょうか。今、1番の方のお話しをお聞きして、そういえば私もこうだったとか、あるんじゃないかと思うん

ですけど、どうでしょう。

(6番) 一昨年の11月に最高裁判所からですかね、裁判員の候補者名簿に挙がりましたよと通知があったんです。それから何の連絡もないものだから、最高裁判所に電話を掛けたんです。そうしたら、最寄りの裁判所に確認してくださいと言われて、こちらの裁判所へ電話を掛けたら、40日ぐらい前に、再度選ばれましたよと。私の人生からすると、こんなことに当たることはないんですよ。いつも不当たりばかりで。でも、当たったら、私はいつも思っているだけけれども、鬼にもなれば仏にもなると、そういう気構えで裁判員に挑みました。

(司会) そうすると、ちょっとは興味もあったということですかね。

(6番) はい、ものすごいありました。

(司会) その後、実際に公判が始まってからということもあるんですけども、1番の方から4番の方は、午前中に選任手続をして、その日の午後からすぐ証拠調べを少し始めるところまでやったんですけども、そういう日程についてはどうですかね。他の事件だと、今は選んで、ちょっと置いてから実際に公判を始めるようなふうになっているときもあるんですけども、選任直後にやったというのはどうでしたかね。特に、1番の方などは、仕事の関係などもあったと思うんですけど。2番の方とかも。

(2番) 私は、直後でもよかったなって思っています。

(司会) 先ほど、3番の方でしたかね、トレーニングがあった方が少し良かったみたいな話もありましたけれども、別に午後からすぐに入っても、そんなに支障はなかったですかね。

(2番) 最初、慣れるまでには時間は掛かるんですけど、何とかありました。

(司会) 3番の方は、そういうところもあって、少しトレーニングがあった方がいいという御意見だと思ったんですけど、そういう意味ではないですかね。

(3番) そうですね。私の場合は、最終的なところで、裁判員に当たってもらった

方がうれしいなど、そういうふうに思っておったわけです。ただ、一人の人を裁くのに、時間を掛けながらゆっくり考えて、自分なりに素人ながらいろんな話や情報を全て耳に入れて、中途半端ではなく、しっかりと裁きの中に入っていくには、すぐよりもトレーニングみたいなものがあつた方がいいのかなと思つたわけです。

(司会) なかなか事前に準備していただくというのも難しいところがあつて、実際に少し時間が空いている事件があつたとしても、基本的には起訴状とか見ていただくぐらいで、どういうところに争いがあるかとか、そういうことについては直接法廷で、被告人の言い分なりを聞いていただいて、あるいは検察官、弁護人からこういうところが争点ですよみたいなのを聞いて、そこから考えていただくということなので、事前にトレーニングというところまでは、なかなか難しいのかなと。事前にこういうふうで、ここが問題ですよと、全てを裁判所の方が一方的にお話しするより、本人の言い分から聞いていただくというようなところもあるわけなんですけれどもね。

○公判審理について

(司会) それでは公判審理自体についても入っていきたいと思いますが、まず最初に事件が始まると、人定質問など本人であるか確認した後、本人の言い分を聞いて、それから弁護士さんがそれについて述べた後、検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述ということで、本件について、どのようなことを証明しようとしているかということについて説明がありました。それから、審理の一番最後では、論告それから最終弁論ということで、今までの審理を振り返って、争いになる点についてそれぞれの立場からこういうふうに考えるんだということとか、それから、量刑についてもこういう点を重視して考えてほしいというようなことについての意見が述べられたと思います。そのようなときに出していただいたそれぞれの当事者の冒頭陳述とか論告あるいは最終弁論、こういうものについては、分かりやすかったか、分かりにくかったか、

どうすれば分かりやすかったのかとか、そういうようなことについて御意見があれば伺いたいと思いますけれども。検察官側の冒頭陳述や論告についてはどうでしたか。4番の方はどうでしたかね。

(4番) 全体的なことになるんですけども、検察官及び弁護人からいただいたペーパーベースの資料については、じっくり見返すことができ良かったと思います。法廷での発言、被告人であったり被害者であったり証人であったりの発言に関しては、聞き漏らしのないように、また、聞き間違いのないようにメモを取っていたつもりなんですけど、もしかしたら、聞き漏らしや、あるいは聞き違いがあったのかもしれないという思いはありました。最初に言いましたけれども、人を裁くということの重大さを考えた場合に、本来そういった間違いはあってはならず、そういった面で、私としては、自分でこの辺はどうだったのかなということに関して、速記だとか、録音だとか、そういうものがもしあるのであれば、そういったもので、自分で疑問に思った点を確認できたなら良かったのかなというふうに感じております。弁護人や検察官からいただきました資料に関しては、分かりやすかったですし、説明に関しても丁寧にしていただいたと感じております。

(司会) 供述のところについては、また後で触れることにして、その書面とか説明ということについてですけども、他の方はどうでしょうか。先ほど、参考のために資料としてお配りもしたんですけども。皆さんから終わった後にお話を聞くと、検察官と弁護人とそれぞれ全く違う形式で記載しているので、両者の対比が分かりにくかった、できれば同じような形式で出してもらったら、もっと分かりやすかったのにとというようなことを聞くこともありました。そのようなことも含めて何かお感じになったことはありませんでしょうか。

(4番) それに関しては裁判長がおっしゃるとおりで、フォーマットが統一されていた方が、より分かりやすいかと思います。

(司会) 検察官は全国的な組織ですが、弁護士さんはそれぞれ独立で、それぞれや

っているというところがあり、そこがまたいいところでもあるんですけども、両者を比べると、なかなかちょっとというところもあるんですけども。中村弁護士どうですか。

(中村弁護士) 確かに検察庁は、本当に全国で情報を共有しておられるので、冒頭陳述メモにせよ、論告メモにせよ、結構、形式的に同じようなものが出来上がっていて、安定した形にはなっているのかなというイメージがあります。弁護士会でも、研修というのはやっているんですが、受けておられる方と受けておられない方がいたりしますし、やっぱり、刑事弁護を熱心にする方とそうでない方とか、いろいろおられる関係もありますし、必ずしも全国的に情報共有とかできていない部分があるというところで、冒頭陳述、弁論の仕方についても、個々の先生ごとで自分なりに工夫してやっておられるということもありまして、弁護士統一でということは、ちょっと現状ではなかなか難しそうだなという気がします。確かに、特に冒頭陳述の場合は、検察庁の方が事件のあらましを、簡潔に説明されているので、そういったものとかみ合わせができるのであれば、時間短縮だとか、争点の分かりやすさということに資するのかなと思うんですけど、一応お互い対立構造になるので、事前にそこまで開示するのは難しいということで、理想型はあるのかもしれませんが、それに現実が沿っていくのは、現状ではなかなか難しいのかなという気がします。

(司会) ありがとうございます。他の方はどうでしょうか。検察官、弁護人の書面、今お配りして皆さんに見ていただいたんですけど、それを見てどうだったでしょうか。1番の方から4番の方の事件ですと、書面はあんまり配られなかったような気もするんですけど、どうでしたかね。こういう内容で話はされたんですけど、書面としてはなかったような気もしますけど、どうでしたかね。

(2番) なかったものもあるような。

(司会) 必ずしも書面が配られないでされたのもあったような気がしますけど。そうだとするとどうですかね、後から見返すというようなことはできないわけですけど、あった方がいいのか、ない方がいいのか、その辺りはどうですかね。あるいは、6番の方の事件では、弁護士さんの冒頭陳述は口頭で非常に迫力のある冒頭陳述をされたと思っておりましたけれども、書面自体はあまり配られなかったような気もしたんですけど、その辺りはどうでしたかね。

(6番) 4番の方が言われたように、検察側の書類は一目瞭然で、赤書きだとか、ポイントがね。ところが弁護士さんの方は、一見ちょっと分かりにくいなということは感じました。

(司会) ベタ打ちだからどこが重要とかその辺りがちょっと難しいということですかね。

(6番) そうです。そこら辺を弁護人の方にきちんとやってもらえれば、一目瞭然で分かりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

(中村弁護士) 私は自分の事件で、冒頭陳述を担当したんですが、そのときには結構色刷りでやったんですね。そんなに派手にする必要はないと逆に言われてですね、なかなかいろいろ、それぞれ考え方があるのかなというような気がします。

(6番) 逆に抑えなさいということですかね。分かりました。

(司会) 色刷りは良かったんですけど、ちょっと色があまりにも多すぎた。目がチカチカするような感じだった。でも、そういう形で色を非常に工夫して、項目ごとに、こういうことについてはこの色みたいな形で工夫されていて、そういう形でいろいろ個々の工夫ができるということは、弁護士さんのいいところでもあるのかなと思うんですけど。やはり、逆に裁判員の立場からすると、両方ともができるだけ同じようなものの方が分かりやすいという御意見でしょうかね。では続いて、証拠書類などの取調べをしたと思うんですけども、例えば、現場における写真とか地図を画面に映して、地図のどこか

らどういうふうに撮ったものかということについて、写真を映して、その現場の状況などを明らかにした証拠書類を取り調べたりとか、関係者の供述調書とって、検察官や警察官に対して述べた調書を読んだりとか、皆さんに資料をお配りして読んでもらったりとかそういうこともあったわけですがけれども、そういうものの取調べについてはどうでしたでしょうか。見たものについては、ずっと頭に入ったでしょうか。それとも後から、証人とかで実際に来てもらって話を聞いた方が、やっぱり印象に残っているとか、そういうことについてはどうでしょうかね。3番の方どうですか。

(3番) そうですね、難しかったというか、分かりにくかったというのはあまり感じなかったですね。

(司会) かなりそういう時間が長かったので、聞いているのが退屈だったりとか、そんなことはなかったですか。

(3番) 退屈ということはなかったですけども、やった現実がそこに、証拠のものからいろいろあるわけですから、それに基づいて読んでいくうちに、その読んだ中で分からないのは、どう言いますかね、例えで言いますと、ジャッジというのは非常に難しいですよ、スポーツのジャッジも。今、スポーツはスロービデオでいろいろ、野球だったらセーフだったか、アウトだったか、どうなのかっていうのは、ビデオで分かりますけど、こういう場合は、全くその場のことは分からないわけですね。被告人の話とか被害者の話を聞いたり、いろいろ証拠物件を見たりして評議をしていくわけなんで。その部分については、本当にどうなのかというのはすごく考えましたが、検察官、弁護士の先生のやりとりの中では、あまり分からないということはないですね。

(司会) そうすると、その後、一番中核の部分。先ほど4番の方もおっしゃっていたんですけど、証人尋問とか被告人質問というのがあって、かなり長い間いろいろな立場からの話をお聞きしました。そういう質問の中で、何でこんな

こと聞いているのかなとかいうことで、分かりにくかったとか、時間が長いなと思ったとか、何かそんなことについて、感想あるいは御意見はありませんでしょうか。

(4番) 時間が長いだとか、そういった思いはなかったですが、当然、被告人と被害者の言い分は違うわけで、検察側と弁護側との言い分は違うわけです。それを評議によってどちらの方が、より信憑性があるのか、合理性があるのかというのは評議室で話し合ったりしたわけですけど、一般の人間がそんな異常な事態を起こしたといったときに、例えば、警察で調書を取られると。また、一定期間をおいて法廷で証言をすると。どれだけそれを正確に記憶をしているのかなという疑問は持っています。事件を起こした後、その警察に捕まって調書を取られる、ただ当然、気は動転していますよね。誘導尋問ではないけれども、そういったのも本当にないだろうかと懸念は持っています。そういうことを考えると、それを見抜く、それをいろんな方と評議をしながら・・・、ちょっとまとめられないですけれども。

(司会) そういうところで判断するのが難しかったということですかね。

(4番) 難しいなと感じました。長いとか、そういうことは思わなかったですけれども、真理を見抜く、信憑性を見抜くというのは大変なことなんだなというふうに感じました。

(2番) 被告人の質問のときとかの、後で見返せるような、録音じゃないですけれども、あれがあればよかったかなというか。後で、何て言っていたかなって思ったりしたときとか。

(司会) それについては、一応説明はしてあったと思うんですけど、供述は全て録画してしまっていて、この部分を見たいなということがあれば、評議室で見返すことはできたわけなんですけれども。

(2番) そうだったんですね。

(司会) 写真とかも見たんですけれども、見た写真は、多少血の状況なんかもあつ

たんですけど、そういうのを見てどうでしょうか、特に不安になったとか、体調が悪くなったとか、そういう方はいらっしゃいませんでしたかね。

(6番) 私は血を見ても別に驚きもしないし、びっくりもしないんです。ある程度は冷静には見るようには努力しました。

(司会) 裁判所の方としては、事前にある程度、弁護士さんの了解を得て、あまり生々しいようなものについては出さないような形で。例えば、被害者の傷の状況などはイラストで出していただいておりますね。

(6番) そうでした。

(司会) 検察官、弁護士さんは、この辺りについては関心が高いところだと思うんですけど、何かお聞きしたいこととかはありませんでしょうか。

(林検察官) 今のお話のなかで、例えば、血が付いている衝撃的な証拠とかも大丈夫かなというのは、ちょっと興味がありますけど、今後の参考程度に。多分、1番の方から4番の方に見ていただいた事件だと、多分そういうものはほとんどなかったかなとも思うんですけど。

(司会) どうでしょうかね。

(4番) 裁判員として参加する以上は、証拠は全て見せてもらうべきじゃないかなと思いますけど。

(3番) 同感です。

(司会) ただ、全ての証拠ということになると、それぞれの事件において、裁判所に出た証拠は厳選したごく一部ですけれども、それを全部読んでいただくということになると、読むのに何日も掛かるということになって、そういうわけにもいかないというところで、判断に本当に必要な部分に絞った形で証拠を出していただいているということで、それで必要がないかどうかということとは検察官、弁護人、裁判所で話し合っ、本当に判断のために必要な部分について出していただくという形でやっているんですけどね。

○事実認定の評議について

(司会) 皆さんが担当していた事件については、事実認定について、事実について争いがある事件だったわけですが、先ほど事実認定については非常に難しかったというような話が、3番の方なり4番の方なりからも出ていたと思うんですけども、どういう点が難しかったのでしょうか、あるいは、十分話し合いはできましたでしょうか。1番の方どうですかね。

(1番) 十分に話し合いはしたと思うんですけども、やはり、証人から聞いてメモを取って、あれどうだったっけという部分もあったりして、その辺をいかにみんなの意見を出し合って埋めていくかという作業は難しかったなと思うんですけど、まず、その人がどういう人か分からない人を裁かなくちゃいけないので、人となりを知りたいなと思って。さっきに戻りますけれども、証人尋問とか被告人質問で、検事さんとか弁護士さんが、その人となりを出してくださいと、事実認定がもうちょっとしやすくなると思いますので、その辺を分かりやすいようにしていただけたらいいなと思います。

(司会) 一応、証言の内容はそれぞれ振り返った上で、どうだったかっていう話し合いをしていたと思うんですけど。証言の内容をもう少し確認したかったということでしたかね。2番の方も4番の方もおっしゃっていましたね。確認したいことがあればそこで言うだけでいいから、そこでまたもう一度見ることも可能ではあったわけなんです。お話しもしていたとは思いますが、そこでもう一度見たいとまでは言いにくいところもあったのかもしれないなとは思っていますけれども。6番の方の事件ですと、認知症とかいろいろあって、それが判断能力なんかに影響を与えているものかどうかということで、お医者さんに来ていただいて、お医者さんに話を聞いていただいたりもしたわけですが、お医者さんの話とかではどうでしょうか、難しくて分からなかったとか、説明していただいて大体そういうことかということでしたか、その辺りはどうでしたかね。

(6番) 分からないところはなかったです。一般の私たちに医療言葉ではなくて、

かみ砕いて非常に良かったと思います。

(司会) 一般の言葉で話していただいて、分かりやすいように説明していただいたので良かったということですかね。

(6番) そうです。理解しやすかったです。

(司会) 先ほど4番の方もおっしゃっていたんですけど、それぞれ全然違うことを言っている中で、どちらの言い分が基本的に正しいかということの判断というのは、なかなか日常生活でない部分もあり、難しかったということでしょうかね。

(4番) 話は戻りますけど、裁判員の選任があって、我々の場合はその後すぐ午後から始まったわけですがけれども、私は3番の方とは違って、そのまま始まってくれて良かったなと思っています。裁判長の方から始めに、評議の中では乗り降り自由ですよというお言葉をいただきまして、その言葉によって、一つの考え方に固執することなく、他の方の意見、当然皆さん、同じ物を見ても見方が違う、感想を持たれると思うので、自分と異なった意見をお持ちの方の意見に関しても、フラットな気持ちで聞くことができたと思います。現場の状況なんですけど、これはあくまで被告人の調書であったり、法廷での証言であったり、また被害者の調書であったり、法廷の証言から、言葉が正しいかどうか分かりませんが、あくまでも言葉を、証言から、調書から推測していくわけであって、両者の主張の相違点が当然あったわけで、その相違点の中で、どちらの方がより信憑性があるのかについてということに関して、評議を重ねていたわけなんですけど、そもそも人の記憶というのはどこまで正確に覚えているものなのかなってという疑問を常に持ち続けていました。まして、その異常な状況下での人の記憶というのは、通常と違ってなおさらどうなのかなという疑問符を持ちながら評議をしていたように思っています。それを詰めるのが評議なんですけど、私どもの担当させていただきました事案の中で、被告人が被害者の部屋に入ったということまでは明確な事実として分か

るんですけども、その後には繰り返されたことに関しては、被告人と被害者の言っていることに相違点があったわけですね。その辺の部分のどちらが正しいか、正しいという言葉が正確かどうか分かりませんが、どちらの方がより信憑性があるのか整合性があるのかというのは、我々はあくまでも言葉だとかを聞いて、それを頭で推測する、イメージするというところで評議をしたわけじゃないですか。最終的には、より信憑性、より整合性の高い方の証言なり陳述をとというふうな形になったような記憶がするんですけど、後ほどのその改善点というお話だと思っていたんですが、部屋に入ったという事実は事実、そこまでは事実と分かるんですけど、その部屋の中で繰り返された行為、行動というのは、できれば現場を再現なりしていただいて、本当にどっちの方がより正しいのか、より信憑性があるのかっていうのをやってみたかったなという思いはありました。

(司会) 再現した写真なども一部は出していただいていたんですかね。

(4番) と言いますか、実際に自分たちがやってみて、本当にそうなのかなっていうのはやっぱりやってみた方が、お互いにそれぞれ認識しやすかったのかなという気持ちはありました。

○量刑の評議について

(司会) 続いて、量刑の評議ということなんですが、事実を認定した後、有罪という形になったので刑を決めなきゃいけないということで、実際には、検察官、弁護人がいろいろ事実についての着眼点などを書いていただいた論告弁論などを基に、皆さんにどういうところに注目するかなどの事情を書いていただいた付せんを貼って、その付せんを基にどういうふうを考えるかということについて議論していったということで、その上で、最終的には、別の事件なんかのいろんな一覧表という量刑検索システムを使って大体の傾向みたいなものを踏まえて、それと今回の事件といろいろ考えながら量刑を決めていったというような順番だったと思うんですけども、そういう方式で決めていっ

たということについて何か難しかったのか、そういう形だとするとそれなりに議論はできたのか、何かお考えの点はありますでしょうか。3番の方、何かありますか。

(3番) 今ほど言われたように、量刑の評議、この辺りですすね、判例が幾つか出てきた。今までのものを見させていただいたんですけど、それまでは、どれくらいの量刑になるのかは全く、こちらは素人なので分からないわけですね。ここまで来るには大分時間が掛かっているわけですよ。さて、こういう話をしたら、この人はどのようなことになるのかとか、そういうことは全く分からないで、後の方でやっとその判例が出てくると。私は全くの素人で、本当に分からないことだらけだったので、そういうことも含めて、事前にもう少し自分の中に知識があったのであれば、というふうなことでそのトレーニング等の話をしたわけなんですけれども。量刑についても日本の国の法律に従って、判例に従ってというか、ただ、それぞれの人というのは、どこまで追い込まれて、どこまで、どういう状態だったかということも多少左右するんじゃないかと、こう思うんですけれども、事実は事実として。そういう中で量刑を最終的に決めなきゃならないわけですけど、プロの裁判長を始め、プロの方が3人おられて我々が6人おるわけで、これは当然いろんなことを教えていただかないと最終的な量刑にもたどり着かないのかなと。ただ、それはよく理解できるんですが、もう少し自分に初めから知識があったらばということで、私は先ほどからそんなような話をしているわけです。

(司会) ありがとうございます。そこの辺りは、まず事実自体としてどういうことがあったかと、それはそれで決めた上で、じゃあその刑はどうかっていうことで、やっているわけなんです。例えば、その事件だとすると、殺人未遂と傷害だったわけですけども、その違いによってどういう刑があり得るのかということは皆さん分からなかったから、いろいろ、最初からもう少し知っていれば、もう少しこういう話もできたかなというところもあったのかなとい

うお話しだと思んですけど、こういう刑になるんだったらその罪を認定するのはやめましょうということだとすると、それはちょっと違うんじゃないかなということで、まず事実は事実としてどうかっていうことをまず決めた上で、じゃあその事実を基に刑を決めましょうという形でやっていたということですので、そういうことで御了解いただけたらと思います。

(3番) この裁判員制度のたくさんの知識で、マニュアルではないかもしれないですけども、ある程度、順序立てて作られたものだとはもちろん認識しておるわけですけども、ただやっぱり、素人がそこに入ってというときに、一人の意見として聞いておいていただければということですよ。

(司会) ありがとうございます。6番の方はどうでしたかね。刑を決めるときですけども、いろんな他の事例なんかも見ていただいた上で、最終的に刑は決めたとということだったんですね。

(6番) そうです。事例は幾つあったかちょっと記憶にはないですけど、結構あった中で、こういう殺人事件の場合はこれだからと。そういう刑の年数は参考になりました。

(司会) そういうのを参考にして決めること自体はやむを得ないというか、それは公平かな、そういうものだとということで納得していただいたということでしょうか。

(6番) 私としては、あれは皆さんと決めたことだから納得したということですね。

(松井裁判官) 量刑を決めるときに、行為責任の原則という説明をさせていただいて、被告人がやったことが重要なんだと。被告人がどんな人かということは調整要素だというような話をしたと思んですけど、そういった説明というのは、割とそうだというふうに思っていただけなのか、何かちょっと納得いかないというふうに思われたのか、その辺りはいかがでしょうか。

(6番) 説明については、全部納得はしました。

(4番) 私は量刑の評議については大変分かりやすく御説明いただいたと思います。

先ほど、3番の方がおっしゃいましたように、私らは素人ですから、こんな罪を犯したらこれだけの刑になるよということは全く分からないわけなんですけども、逆にそれが、これをしたらこれだけの刑になるよというのが分かっていたら、評議の中でも少し違ってきたのかなという気がします。量刑を決めるときにおいて、過去の類似したこんなケースだったらこれくらいの刑になるんだよと言っていた。それは大変良かったのかなという気がいたします。当然、いろいろな意見もあるかと思いますが、多数決の方法も理にかなったやり方だと思いますし、個人的には全員一致になればベストなんだと思うんですけど、多分それはどれだけ評議を重ねてもなかなか難しいことですし、そういった観点から見て、合理的な量刑の評決方法なのかなというふうには感じました。

○負担のあった点、改善すべき点について

(司会) それでは、先ほども少し出ていますけれども、負担を感じた点であるとか、あるいは裁判所、検察庁、弁護士会で改善すべき点など何かありましたら、今後の参考ということもありますので言っていただければと思うんですけど、どなたかいかがでしょうか。

(4番) 負担になった点というか、始めにお話ししましたけど、一人の人の人生を左右するわけですから、人を裁くということの重さ、被告人、被害者、また、それぞれの御家族のことを考えると、裁判長から「裁判のことはここに置いて帰ってくださいね。」というやさしいお言葉を掛けていただいたんですけども、家に帰ると、ふっとした拍子に頭をかすめるんですね。一旦かすめるとそれがやっぱり頭の中で堂々巡りして自問自答していたというのが事実です。ですけども、ここに置いてきなさいよという気遣いには本当にうれしく感じました。それ以上に得るものが大きかったなどは感じております。改善点と言えるかどうか分かりませんが、私としては、先ほど述べましたように、法廷での発言を聞き返すことについて、裁判長がお話しされた

のに、多分私が聞きそびれたんだとは思いますが、皆さん、証人だったり被告人だったり被害者だったりの発言というのは、全てを把握してというのは難しいと思うので、録音されているのであれば、自分が疑問に思っていることはどんどん聞くべきだと思うし、聞かなければいけないと思います。腑に落ちない点は自分が納得するまで聞くべきだったかなというふうに思います。我々の場合は、雰囲気作りはしていただいたんですけど、たまたま私が初心者でそれが言えなかつただけなのかという気がするんですけども、分からないこととかあったら絶対に聞くべきだなというふうに思います。

○裁判員を経験していない一般の方に伝えたいこと

(司会) 最後に、これから裁判員を経験されるかもしれない一般の方に対して、伝えたいことなどありましたら、皆さんからまた一言ずつ述べていただけたらと思います。

(1番) 私は最初にも言いましたように、とてもいい経験になったと思いますので、皆さん経験するべきだというふうには個人的には考えています。でも、実際にこういう経験してきたよという話をしたときに、積極的に参加したいという人は、実は私の周りにはいなかったんですよ。なので、もう少し気軽にでもないですけども、そこまで責任を感じなくてもいいんだよっていうことを分かっていたらなと思うので、その辺で何かお伝えできる手段でもあるようでしたら、そういうような活動もしていただけたらとは思っています。

(司会) そういう面での広報についても、裁判所でしていただけたらということでしょうかね。

(1番) はい。ちょうど私が裁判員で仕事を休みたいって前もって言ったときに、NHKの方で、何だか特別番組みたいな、何かテレビで放送していたらしくって、それを見ていらっしゃった方もおられて、ああ、あれなのねみたいな感じでも言われたので、そんなふうにちょっと身近に感じてもらえるのもっといいのかなと思います。

(2番) 私もこの裁判員をさせてもらって、ものすごくいい経験をしたなと思っています。多分、裁判員をしたくないと思っている人は、量刑とかそういうことに関して、責任を感じ過ぎているんじゃないかなと思います。ただ、やっぱりいろんな人の意見は取り入れられるべきだと思うので、もし来た場合は、積極的に参加してみたらいいんじゃないかなと思います。

(3番) 先ほどから同じことばかり言っているような気がするんですが、素人が急に勉強なしで1週間の間に量刑をいろいろ勉強しながら、教わりながら決めていくわけですけれども、我々の事件の被告人は、多分7か月ぐらいか、いろいろ取調べを受けておられるわけですね。それからいろいろの情報を基に1週間ぐらいで量刑を決めるということなんですけども。やはり、自分は1週間では実際、4番の方も、いやもうちょっと考えたいなというふうに言われておられましたけど、ただ、裁判長を始め3人の方がおられるものだから、これでやっぱり判例を見たりいろいろして、これで合っているのかなと。ただ、これは論外の話になるかもしれませんが、他の国に行くと、例えば死刑なんかでも、1年に2000人、3000人という国もあるわけですね。もちろん日本の法律に従って、今までの判例に従って決めておるわけですけども、少し、本当に私もこれで100パーセント間違いないのかなというところも多少ありました。

(4番) そもそも裁判員裁判が導入されたというのは、法律の専門家である弁護士さんとか検事さんとか裁判官さんとかに加えて市民の感覚を取り入れようということでスタートしたんだと思うんですけど、そういった意味で、最終的には、裁判長を含めて裁判官の方たちにうまくリードをされていったような感じがします。それは、私たちは法律の専門家ではないので、あくまでも一市民としての意見を述べて、それが本来の裁判員裁判の趣旨としているところであって、それはそれでいいのかなというふうに思います。本当に1番の方、2番の方がおっしゃっているように、私としましても本当に貴重な経験

をさせていただきました。先ほども話しましたように、家に帰って思い出して、悶々とした時間を過ごしましたが、本当に貴重な経験をさせていただいたと感じております。この経験を何らかの方法で、次の人たちに伝えていきたいなと思いますし、何らかの方法で社会に還元できることがあったらどどんしたいなと思います。この裁判員裁判というのは、誤解されて世の中に認識されている感じだなという思いがあって、実際に経験してみると得るものが本当に大きいと思います。その辺の部分について、裁判所の方でもっともっと広報されれば、裁判員に対する認識が社会に広まるのかなという気がしますし、そういったことのお手伝いだったらどれだけでもさせていただきたいなと思います。

(6番) 私は人生の最大の経験だと思います。結局、一つの事件について、苦しみ、悩み、いろいろと壁にぶち当たって乗り越えていかないといけない、訓練と言ったら変だけど、そこで自分を磨いて、一步でも二歩でも成長していきたいと思っております。

(司会) どうもありがとうございました。それでは、せっかくの機会ですので、今日の感想などを検察官、弁護士の方にも一言ずついただけたらと思います。

(林検察官) 皆様から御意見を伺って非常に参考になりました。特に私自身がいろいろ裁判員裁判をやってきましたし、今後もやっていくなかで、私自身がこういうところをどう工夫したらいいかなと思っていたところについて実際に御意見をいただきましたので、今後に生かさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(中村弁護士) 実際に裁判で、裁判員の方々を見ていて、非常に皆さん熱心にされているなと思いながら拝見しておったんですけど、中でも熱心に議論されておるということがよく分かりました。法廷で私たちが話をするとき、皆さんの目を見ながら話そうとするんですけど、目を避けられたりすることもありたりして、その辺で、なかなか実際には距離感があるなと思うんですけど

ど、弁護士も一生懸命やっておりますので、温かい目で見ていただけたらな
と思います。ありがとうございました。

(松井裁判官) 今日はどうもありがとうございました。皆様から忌憚のない御意見を
いただきまして大変勉強になりました。評議の秘密になるようなことは、
外に漏らしてはいけないということにはなってはいるんですけど、今日いた
だいたような裁判員になっての感想といったことは話して構いませんし、む
しろ話してほしいなというふうに裁判所は思っております。よろしくお願
いします。ありがとうございました。

(司会) 今日は皆さん、お忙しい中出席していただきまして本当にありがとうござ
いました。皆さんのお話しをお聞きして、皆さんに負担も掛けていたなとい
うところも改めて感じるんですけども、それでも皆さんと話し合っ
て出した結論ということについては、非常に大事な財産なんだなと思
っております。今日、聞かせていただいた貴重な御意見、御要望については、
できる限り今後も生かしていきたいと思っておりますので、今後とも是非、
裁判員裁判について御経験などお話ししていただけたらうれしいですし、
裁判所の方もバックアップができるように努力していきたいなと思
っております。ありがとうございました。